

質問（14条関連）

柱の主筋量の規定がありますが、RC 規準 1999 では「コンクリート断面積が $2 \times 10^5 \text{mm}^2$ 以下の場合……0.8%、 $8 \times 10^5 \text{mm}^2$ 以上の場合……0.5%、 $2 \times 10^5 \sim 8 \times 10^5 \text{mm}^2$ の場合は直線補間」と記載がありますが 2010 からは削除されています。この規定は今現在でも有効でしょうか。なにか適切ではない知見があり削除されたのでしょうか。

（匿名希望）

回答

ご指摘ありがとうございます。法令上、柱の最小鉄筋比はコンクリート打ち増し部分を見捨てた柱断面に対する主筋全断面積の割合で明確に定義されますので、上記規定は削除されています。2024 年版では本文および解説を下記のとおり修正しています。

（本文） p.144

4. 前各項の算定のほか、柱は次の（1）から（4）に従うこと。

（1）（中略）

（2）コンクリート全断面積に対する主筋全断面積の割合は、0.8%以上とする。

（解説） p.156

なお、上記の最小鉄筋比の制限は、柱に付帯するコンクリート打ち増し部分を見捨てた構造計画上の柱断面について適用されるものとする。目地の設置やタイル割りなどによってコンクリート断面積が構造計画上の断面積以上に打ち増しした場合は、当該部分を見捨て、構造計画上のコンクリート断面積に対して全主筋比を 0.8%以上とすればよい。ただし、コンクリート断面を打ち増すことにより、建物全体の応力状態が変化することを十分考慮する必要がある。